

議事5 国立公園事業の 決定及び変更について

本日のご説明の流れ

1. 諮問案件一覧について
2. 本日の説明案件 5 件について

1. 諮問案件一覧について

諮問案件一覧（計17件）

| 番号 | 国立公園名 | 事業名 | 決定・廃止 ・変更の別 | 事業執行者 (予定) | 備考 |
|----|--------|--|----------------|----------------|--|
| 1 | 阿寒摩周 | 屈斜路湖美幌峠接続登山線道路(歩道) <small>くつしゃろこびほろとうげ</small> | 決定 | 弟子屈町 | 歩道の新設 |
| 2 | | 屈斜路湖北西外輪山線道路(歩道) <small>くつしゃろこびほろがいりんざん</small> | 変更 | 美幌町 | 事業決定(昭和63年5月18日環境庁告示第12号)の変更 歩道の新設 |
| 3 | | 摩周湖西別岳探勝線道路(歩道) <small>ましゅうこにしべつだけたんしょう</small> | 変更 | 清里町 | 事業決定(平成16年2月19日環境省告示第5号)の変更 歩道の新設 |
| 4 | 三陸復興 | 亀山園地 <small>かめやま</small> | 変更 | 気仙沼市 | 事業決定(平成7年3月2日環境庁告示第8号)の変更 園地の拡張 |
| 5 | 磐梯朝日 | 赤塩山索道運送施設 <small>あかひにやま</small> | 変更 | 民間 | 事業決定(平成21年10月28日環境省告示第59号)の変更 索道運送施設の新設 |
| 6 | 日光 | 中宮祠阿世湯峠線道路(歩道) <small>ちゅうぐうじあせとうげ</small> | 変更 | 栃木県 | 事業決定(平成9年12月16日環境省告示第96号)の変更 決定区間の変更 |
| 7 | 富士箱根伊豆 | 三原山東線道路(歩道) <small>みはらやまひがし</small> | 決定 | 大島町(予定) | 歩道の新設、既存施設の把握 |
| 8 | 富士箱根伊豆 | 三七山宿舎 <small>さんしちやま</small> | 決定 | 民間、三宅村 (予定) | 宿舎の新設 |
| 9 | 富士箱根伊豆 | 朝霧高原宿舎 <small>あさぎりこうげん</small> | 決定 | 民間(予定) | 宿舎の新設 |

説明

議事1-4で説明した案件

説明

議事5で説明する案件

非説明

資料説明とさせて頂く案件

諮問案件一覧

| | | | | | | |
|----|-----|--------|---------------------------|----|---------|--|
| 10 | 非説明 | 富士箱根伊豆 | みほらやま 三原山カルデラ周廻線道路（歩道） | 変更 | 大島町 | 事業決定（昭和 61 年 1 月 31 日環境庁告示第 6 号）の変更 公園計画の変更に伴う区間の変更（追加） |
| 11 | 説明 | 富士箱根伊豆 | いのかしら 猪之頭園地 | 変更 | 静岡県（予定） | 事業決定（平成 4 年 1 月 16 日環境庁告示第 3 号）の変更 園地内の付帯野営場整備に伴う最大宿泊者数の決定 |
| 12 | 非説明 | 富士箱根伊豆 | さいこほくがん 西湖北岸野営場 | 変更 | 民間 | 事業決定（平成 30 年 3 月 27 日環境省告示第 16 号）の変更 区域の拡張 |
| 13 | 説明 | 山陰海岸 | うつとりさきやう 鳥取砂丘野営場 | 変更 | 民間 | 事業決定（昭和 53 年 9 月 5 日環境庁告示第 53 号）の変更 公園計画の変更に伴う区域拡張（既存施設の把握） |
| 14 | 非説明 | 瀬戸内海 | あこくろみさき 赤穂御崎野営場 | 変更 | 赤穂市 | 事業決定（令和 3 年 8 月 30 日環境省告示第 57 号）の変更 野営場の新設 |
| 15 | 非説明 | 足摺宇和海 | たつぐし 竜串園地 | 変更 | 土佐清水市 | 事業決定（平成 28 年 9 月 20 日環境省告示第 93 号）の変更 竜串休憩所の振替 |
| 16 | 非説明 | 慶良間諸島 | あはれんかいがんさんち 阿波連海岸園地 | 変更 | 渡嘉敷村 | 事業決定（平成 30 年 8 月 20 日環境省告示第七十三号）の変更 付帯野営場の新設 |
| 17 | 非説明 | 西表石垣 | こみだて ユツン滝古見岳線道路（歩道） | 決定 | 環境省 | 既存施設の把握 |

説明 議事 1-4 で説明した案件
 説明 議事 5 で説明する案件
 非説明 資料説明とさせていただきます

2. 本日の説明案件5件について

本日の説明案件 5 件

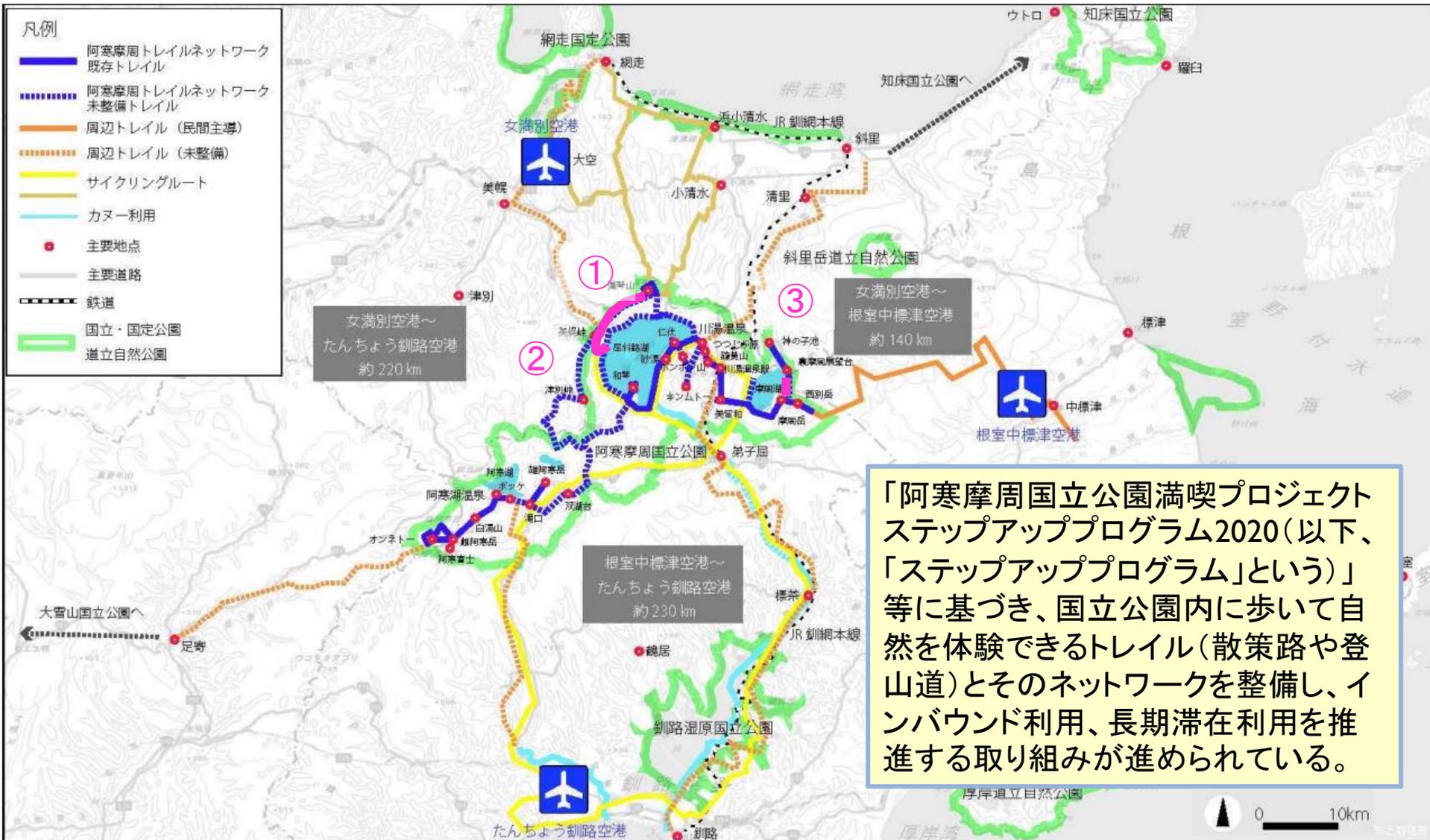
1. 阿寒摩周国立公園
屈斜路湖北西外輪山線道路（歩道）【変更】
2. 阿寒摩周国立公園
屈斜路湖美幌峠接続登山線道路（歩道）【決定】
3. 阿寒摩周国立公園
摩周湖西別岳探勝線道路（歩道）【変更】
4. 三陸復興国立公園 亀山園地【変更】
5. 富士箱根伊豆国立公園 猪之頭園地【変更】

1～3件目 阿寒摩周国立公園 道路（歩道）関係

1. 屈斜路湖北西外輪山線道路（歩道）【変更】
2. 屈斜路湖美幌峠接続登山線道路（歩道）【決定】
3. 摩周湖西別岳探勝線道路（歩道）【変更】

3件共通して、「阿寒摩周国立公園トレイルネットワーク構想」に基づいて事業決定及び変更するものなので、最初に同構想について説明させていただきます。

阿寒摩周国立公園トレイルネットワーク構想



阿寒摩周国立公園

くっしゃろこほくせいがいりんざん

屈斜路湖北西外輪山線道路（歩道）

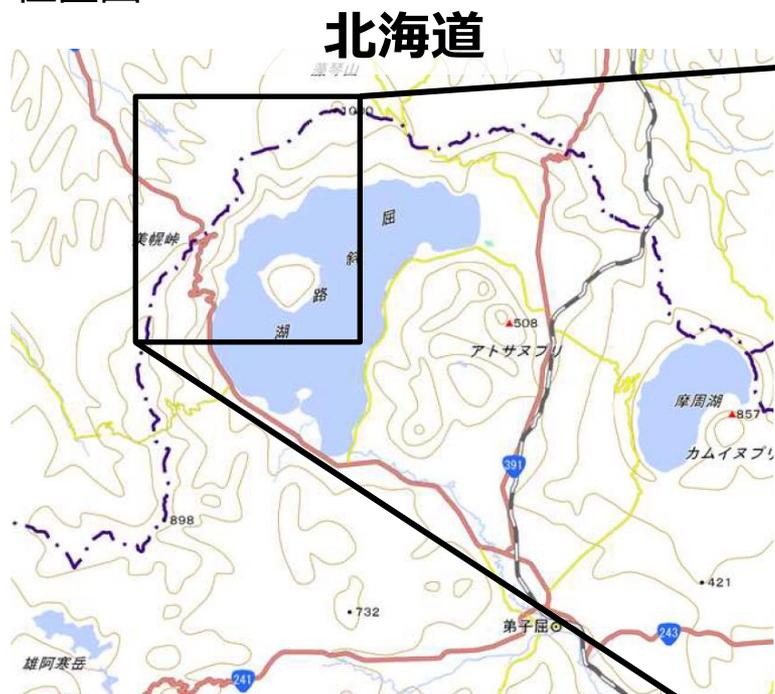
変更

路線距離：2.5km→15km

執行者（予定者）：美幌町

第1種特別地域（国有地・林野庁）

●位置図



●計画図



○主な利用は藻琴山登山、屈斜路湖での釣り、藻琴峠及び美幌峠からの展望鑑賞等である。

■ 変更後
■ 変更前（現行区域）

事業規模

路線距離：2.5km → 15km



○屈斜路外輪山を繋ぐ歩道のうち、藻琴山と美幌峠の区間を開通させる。トレイルネットワークの一部として位置づける。

○調査の結果、路線の概略が決まったことから変更するもの。事業規模は実測による。

自然環境への影響

- ・ 調査段階で、ハイマツの群落や脆い地形への影響が最小限度に抑えられるよう配慮している。
- ・ 維持管理にあたっては、歩行者1人が通れる程度の刈り払いを年間2回程度実施する。



写真1



写真2

写真1及び2は新たに決追加する区間。調査用に刈払されている。

利用上の必要性及び効果

本事業によりトレイルハイキングを中心とした滞在型利用が増加し、公園内を周遊しながら自然や文化への理解を深める効果が期待できる。

阿寒摩周国立公園

くっしゃろこびほろとうげ

屈斜路湖美幌峠接続登山線道路 (歩道)

決定

路線距離: 5.5km

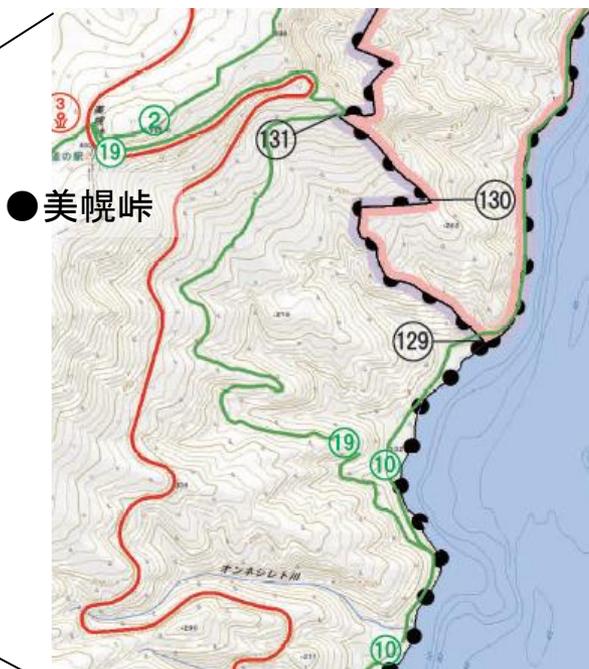
執行者(予定者): 弟子屈町^{てしかが}

第1種特別地域(国有地(林野庁))

●位置図



●公園計画図



●美幌峠



美幌峠

○屈斜路湖畔西側から標高約500mのカルデラ外輪山の稜線部に至る斜面であり、トドマツやミズナラ等の針広混交林となっている。

○周辺の主な利用形態は、屈斜路湖での釣り、美幌峠からの展望鑑賞等である。

屈斜路湖美幌峠
接続登山線道路 (歩道)
決定路線図

事業規模

路線距離：5.5 km

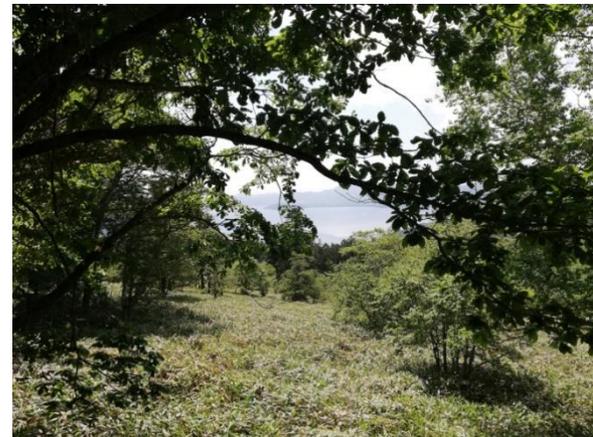


○屈斜路湖から美幌峠に至る旧道を、外輪山に至る歩道として位置づけるもの。トレイルネットワークの一部として位置づける。

○調査の結果、路線の概略が決まったことから変更するもの。規模は実測による。

自然環境への影響

- ・旧道を活用したものであり、地形や自然の改変は最小限度に抑えられる。
- ・維持管理にあたっては、歩行者1人が通れる程度の刈り払いを年間2回程度実施する。



利用上の必要性及び効果

本事業により展望の良い屈斜路湖外輪山に至ることができるほか、トレイルハイキングを中心とした滞在型利用が増加し、公園内を周遊しながら自然や文化への理解を深める効果が期待できる。

阿寒摩周国立公園

ましゅうこにしべつだけたんしょう

摩周湖西別岳探勝線道路（歩道）

変更

路線距離：18km→23km

執行者(予定者)：清里町

特別保護地区、第1種・第3種特別地域、普通地域（国有地・林野庁）

●位置図



●計画図



○摩周第一園地は本公園の主要な展望地の一つとして多くの利用者が集まる。摩周岳・西別岳の登山利用も多い。

— 変更後
— 変更前（現行区域）



稜線より摩周湖

○摩周湖外輪山を繋ぐ歩道のうち、歩道分岐点と裏摩周園地の区間を開通させる。トレイルネットワークの一部として位置づける。

○調査の結果、路線の概略が決まったことから変更するもの。事業規模は実測による。

事業規模

路線距離：18km → 23km

自然環境への影響

- ・ 調査段階で、ハイマツの群落や脆い地形への影響が最小限度に抑えられるよう配慮している。
- ・ 維持管理にあたっては、歩行者1人が通れる程度の刈り払いを年間2回程度実施する。



写真1



写真2

写真1及び2は新しく追加する区間。現在刈払いはされていない。

利用上の必要性及び効果

本事業によりトレイルハイキングを中心とした滞在型利用が増加し、公園内を周遊しながら自然や文化への理解を深める効果が期待できる。

4 件目 三陸復興国立公園 亀山園地【変更】

三陸復興国立公園 かめやま 亀山園地

変更

区域面積：36ha→41.2ha

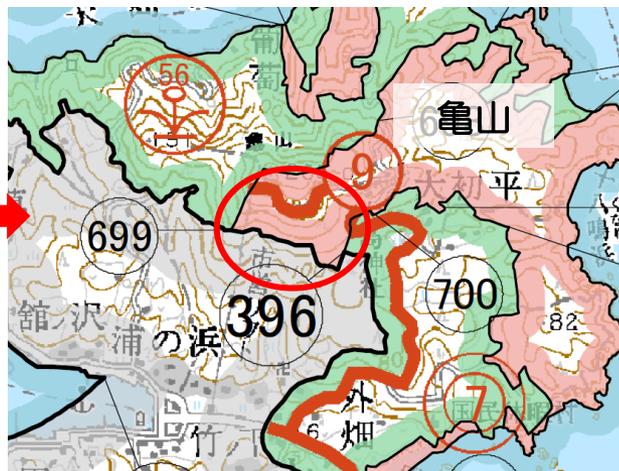
執行者（予定者）：気仙沼市

第2種、第3種特別地域（気仙沼市有地）

●位置図



●計画図



亀山山頂より南側の眺望



亀山と大島大橋

○本園地は、三陸復興国立公園の主要利用拠点の1つである気仙沼大島の北部に位置している。

○気仙沼大島の主な利用形態は、景勝地の周遊、海水浴・シーカヤック等のマリンレジャー、島内のトレッキング、釣り等である。特に夏期のマリンレジャーの人気の高い。

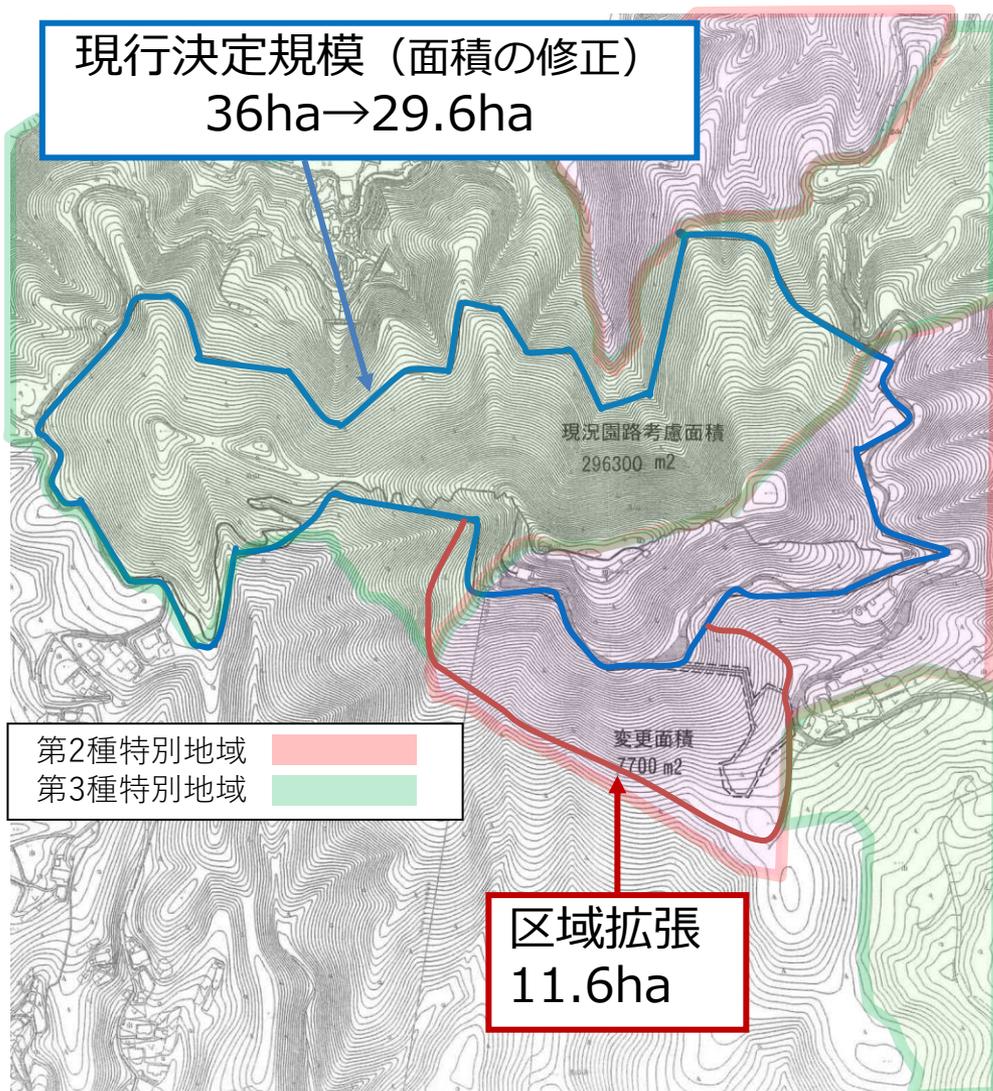
○本園地は3大島の全景をはじめ、360度の眺望を楽しむことができ、本地域の利用の中心と捉えられている。

— 今回拡張
— 変更前（現行区域）

事業規模

区域面積：36ha → 41.2ha

現行決定規模（面積の修正）
 36ha→29.6ha



○平成31年4月7日に本土と島とを繋ぐ橋が開通したことにより、自家用車や大型バスで来島する利用者が増加し、令和元年度は平成以降最多の島内観光客数となった（約68万人※前年約9万人）。また、震災前にはフェリー乗場から第1レストハウスまでリフトが整備されていたが、震災時の火災によって消滅していた。

○現状では、中腹に駐車上が整備され徒歩で山頂まで行くルートと、4-11月までは土日祝限定で無料シャトルバスが中腹駐車場から山頂手前のレストハウスまで運行しているが、山頂まで徒歩で距離があり傾斜がきついためアクセスに難があり、利用率が高くない。そのため、山頂付近までの斜行エレベーターを整備しアクセスを改善し、既存のレストハウス等を改修して、園地一帯として整備を行い、亀山山頂部からの景色を多くの利用者に利用してもらうことを想定している。

○現状、中腹駐車場からレストハウスまでの道路脇に、バスが運行していない平日には一般車が乗り入れる状態となっているが、斜行エレベーター設置に伴い、山頂部までの道は廃止する予定のため、山頂付近への排気ガスの影響が少なくなることが考えられる。また、中腹駐車場の拡幅により観光シーズンの駐車場までの渋滞が緩和される。

○合わせて事業決定規模と執行範囲の実態に齟齬があることから是正する。

亀山園地再整備計画

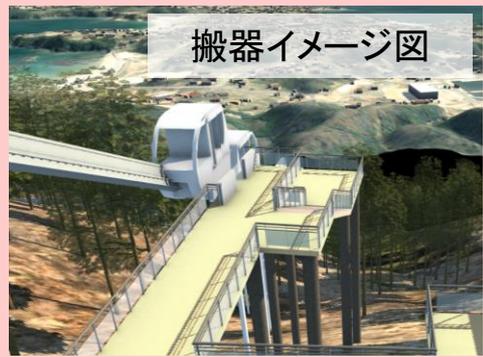
●斜行エレベーターの設置（山頂駅、駐車場駅設置を含む）、既存レストハウスの改修、駐車場の拡張を行い、園地一帯となった整備を行うもの。



設置イメージ



搬器イメージ図



※あくまでイメージ図であり、詳細については執行協議の際に調整。

林内の様子



自然環境への影響

当該地はアカマツ等の針葉樹を中心とした林地であるが、松くい虫（マツ材線虫病）の影響で半数近くが枯損木である。

斜行エレベーターや山頂駅の設置、第2レストハウスの改修は、主要な展望地から望見されるため、スカイラインを分断しないよう配慮し、またスロープカーの支柱の高さや色彩は風致上支障のないように設置を行う。また斜行エレベーターの沿線沿いには修景緑化を行う。施設の設置に伴い樹木の伐採が発生するが、斜行エレベーターの沿線沿いはアカマツ林となっており、松くい虫による枯木が多く、伐採による風致上の支障は少ないものと思料する。

以上より、自然環境や風致に与える影響は軽減されるため、自然環境への影響は少ないものと思料される。

なお、管理運営は民間企業によってなされる予定である。

浦の浜から亀山を拝む



亀山山頂付近からの眺め



5 件目 富士箱根伊豆国立公園 猪之頭園地【変更】

富士箱根伊豆国立公園

いのかしら

猪之頭園地

変更

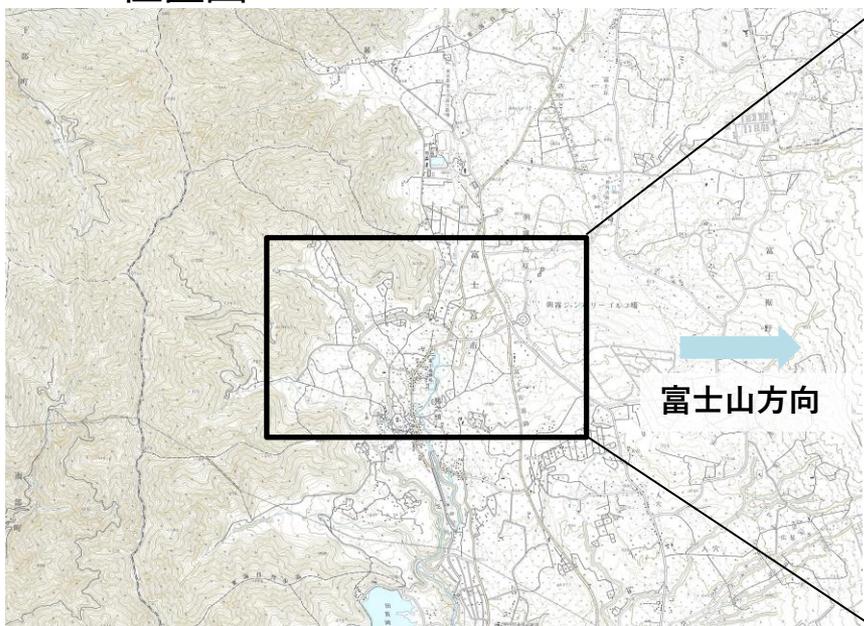
区域面積：10.5ha（変更なし）

最大宿泊者数：無し→190人／日

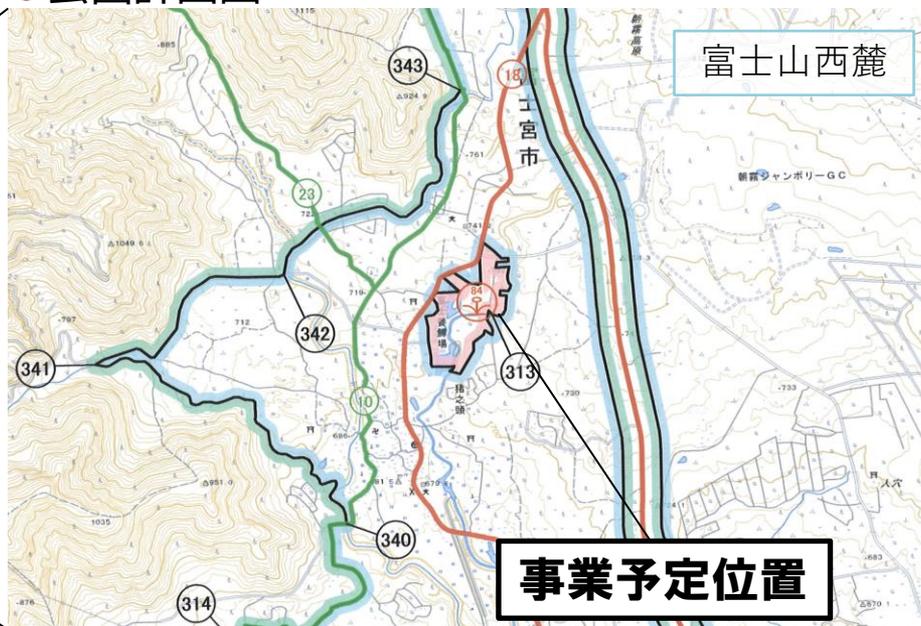
執行者：静岡県

第2種特別地域（公有地（静岡県））

●位置図

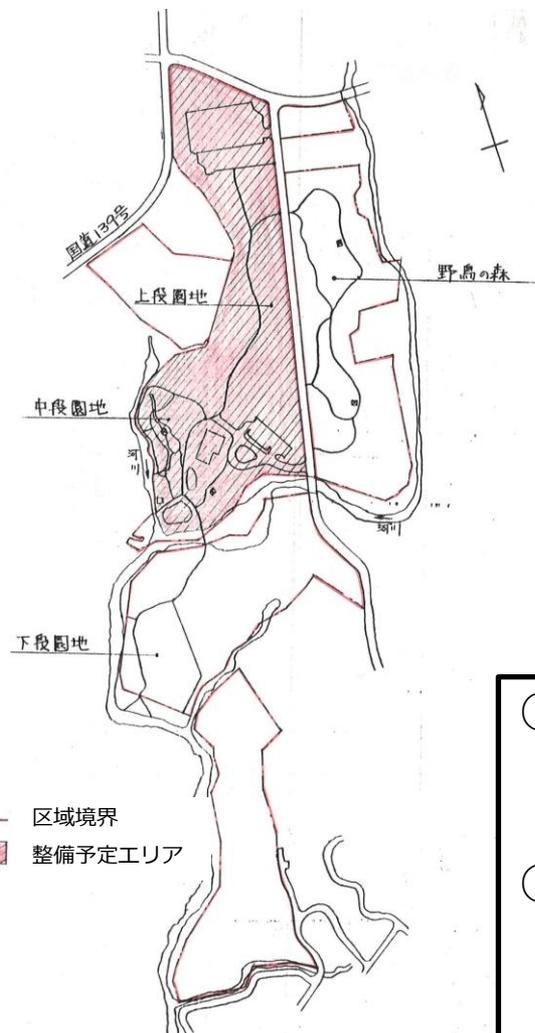


●公園計画図



- 標高700mから1,000mの富士山の西麓に広がる高原地域で、四季を通じて寒暖の差が少なく、湿潤な大気が霧を作り出すなど豊かな自然環境の中にある。
- 高原地域で気候も良く富士山を眺望できる好立地条件で、ドライブによる通過型の利用に加え、キャンプの利用が多い。

変更の内容：最大宿泊者数の設定（無し→190人/日）



猪之頭園地 芝生広場



- 既設園地内に炊飯棟等を新設することによりキャンプ場を整備し、付帯野営場施設として位置づけるものである。
- 利用者の増大に伴い、周辺エリアの野営場が過密な状態となり快適な利用に支障が生じていることについて、本園地の付帯野営場整備により、利用者数に見合った施設が整備されることにより、快適な利用が確保されることが見込まれる。

第2種特別地域

キャンプ場の整備

執行者：静岡県

- 既存の芝生エリアを利用し、炊飯棟などの整備を行う。



想定する炊飯棟の例(周辺他施設)



参考：園地既存の四阿



参考：園地既存の案内看板・公衆トイレ(奥)

自然環境への影響

- 新たに付帯予定であるテントサイトは、既存園地の芝生エリアを流用し炊飯棟等必要最小限の施設を新設することにより開設する予定であり、新たなエリアの開発行為を伴うものではなく自然環境への影響は小さい。